

(2021年5月15日) 新型コロナウイルス感染症に関して、5月14日、国は広島県を含む道県を緊急事態宣言発出地域に追加指定する旨を決定し、16日から実施します。これを受けて、当塾では、ガイドラインを再確認するとともに、さらに追加事項を付加して更新し、感染拡大を阻止するように努めて参りたいと思います。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

当塾のコロナ禍下の運営の基本方針は・・・「3安2学」です。

### 3安は「安全」・「安心」・「安定」

まずは生徒諸君や当塾職員の「安全」を第1に考え、「安心」して学習をしていただける環境を整えるとともに、塾の健全経営に努め、経営状態を「安定」させます。

### 2学は「学習機会の確保」・「学力の保持」

塾の持つあらゆるノウハウを用いて「学習機会を確保」し、「学力の保持」に努めます。

コロナ対策のこれまで通りの対応も、より徹底いたします。

#### 【塾の通常授業での徹底項目】

##### A.座席の配慮

生徒の座席は、十分な距離をとって座席を指定し、ソーシャルディスタンスの確保につとめます。



##### B.除菌

授業前に、教場の入り口やトイレのドアノブ、取っ手、机など手が触れる部分の除菌を徹底します。

##### C.換気

窓を全開にした換気を励行します。また、構造上窓を全開することが難しい教室は、授業中も出入り口を全開にし、換気扇やファンを利用した換気を行います。場合によっては、常時窓や出入口を開けた状態で授業を行います。

##### D.検温

担当講師は検温・報告後授業に入ります。発熱中の授業担当は行いません。

##### E.マスクの着用および咳の症状の確認

担当講師は全員マスクまたはフェイスシールド等を着用、咳の症状があれば、授業を担当しません。

##### F.手洗い、うがいの励行とアルコール消毒

担当講師はアルコール消毒液での消毒や手洗い・うがいを励行します。

## G.不要不急の外出の自粛

当塾専任講師は、不要不急の外出を控え、また当面、出張を禁止します。

### 【生徒・保護者の皆様へのお願い】

①塾に来る前にならず、ご家庭で検温を行ってください。

37.5 度以上の熱がある場合や平熱との差異が大きい場合は、通塾をお控えください。また登塾時に熱の有無について確認を行いますのでご協力ください。



②咳・体調異変の症状がある場合は通塾をお控えください。

①にかかわらず咳を発したり、味覚・嗅覚・発熱・はっきりした倦怠感・息苦しさ(呼吸困難)・極端な食欲不振・吐き気・嘔吐・下痢など体調に異変があった場合も通塾をお控えください。

①・②などによって欠席の場合は早めにご連絡ください。

③マスクを着用してください。

手配が難しい場合は担当教師にご相談ください。たまたまマスクを忘れて登塾した場合は、簡単に作った簡易マスクを着用しています。簡単に作った代用品ですので、つけ心地の良いものではありませんので、ご家庭のものを忘れずに持ってくるように宜しくお願いします。

④授業中の換気の励行。

授業中も窓を少し開けた状態で授業したり、入り口のドアを開けた状態にしたり、また、その他の方法を用いて積極的な換気を行います。授業が中断することがあるかもしれませんが、ご了承ください。

⑤手洗い・うがいの励行

塾に来る前、塾から帰宅したとき、その他平時においても、手洗い・うがいを励行し、平素から、自身を守る行動をとってください。

⑥コロナ関連のご連絡のお願い。

生徒本人またはご家族の方から PCR 検査等で陽性者がでたり、新型コロナウイルス感染症に似た症状が判明した場合、また近親者に新型コロナウイルス感染症への感染者が出て、濃厚接触者となった場合や気になる接触を持った場合にも、速やかに教室にご連絡いただきますよう宜しくお願いいたします。

## 3. 休憩時間や登塾時・下塾時の生徒諸君の徹底項目

### A.登塾(入室)時

生徒諸君の入室の際に行う入室メールの送信時、送信用コンピューターの前で密にならないように留意し、距離を確保して並びます。

## **B.休憩時間の注意**

休憩時間は、大声で話すことを控え、ソーシャルディスタンスの確保に留意しながら、次の授業の準備をしてください。大声や密の状態をつくることをやめない生徒諸君には強い指導を行い、改善が見られない場合には家庭待機を要請する場合があります。

## **C.下塾(退室)時**

生徒諸君の退室の際に行う退室メールの送信時も、入室時同様に送信用コンピューターの前で密にならないように留意します。

【緊急事態宣言下の取り組み】（緊急事態宣言が出されている間の取り組みです。）

### **1. 塾への自習目的の登塾禁止。**

・塾で各教室のスペースの広さにあわせて開放している自習スペースについて、しばらくの間、自習目的だけのための登塾を禁止したり、授業前後の自習は個別指導教室では授業前20分、一斉指導教室では授業後20分までとします。

### **2. 塾での食事の禁止。**

・原則として、塾での飲食は水筒などでの水分補給以外は禁止となっています。ただし、平素は、学校から直接塾に来られる生徒諸君については、各教室で定められた時間内に、担当講師の指示に従って決められた座席で食事を行うこととしていますが、しばらくの間、塾での食事は禁止致します。

### **3. 塾での滞留時間短縮の要請**

・また、出来るだけ人との接触を避けるため、登塾時間はできるだけ授業の始まる時間の直前（20分以内を目安）に、また、授業後もできるだけ早く（授業終了後20分を目安）に帰宅するようにしてください。

【緊急事態宣言下で学校が休校となった場合】

・緊急事態宣言が発出されている期間中に、各教室の近隣の小中学校で、コロナ感染者が確認され、その学年やクラスが特定されて、その学年やクラスのみが休校の処置をとった場合や感染者やその経路が特定されずに全校休校の処置をとった場合には、その休校期間中は、リモートでの授業を行うか、後日代替授業を行います。

・また、行政区単位で一律に学校休校となった場合も、リモートでの授業を行うか、後日代替授業を行います。